



五管区水路通報第8号

73項-82項

令和5年2月24日

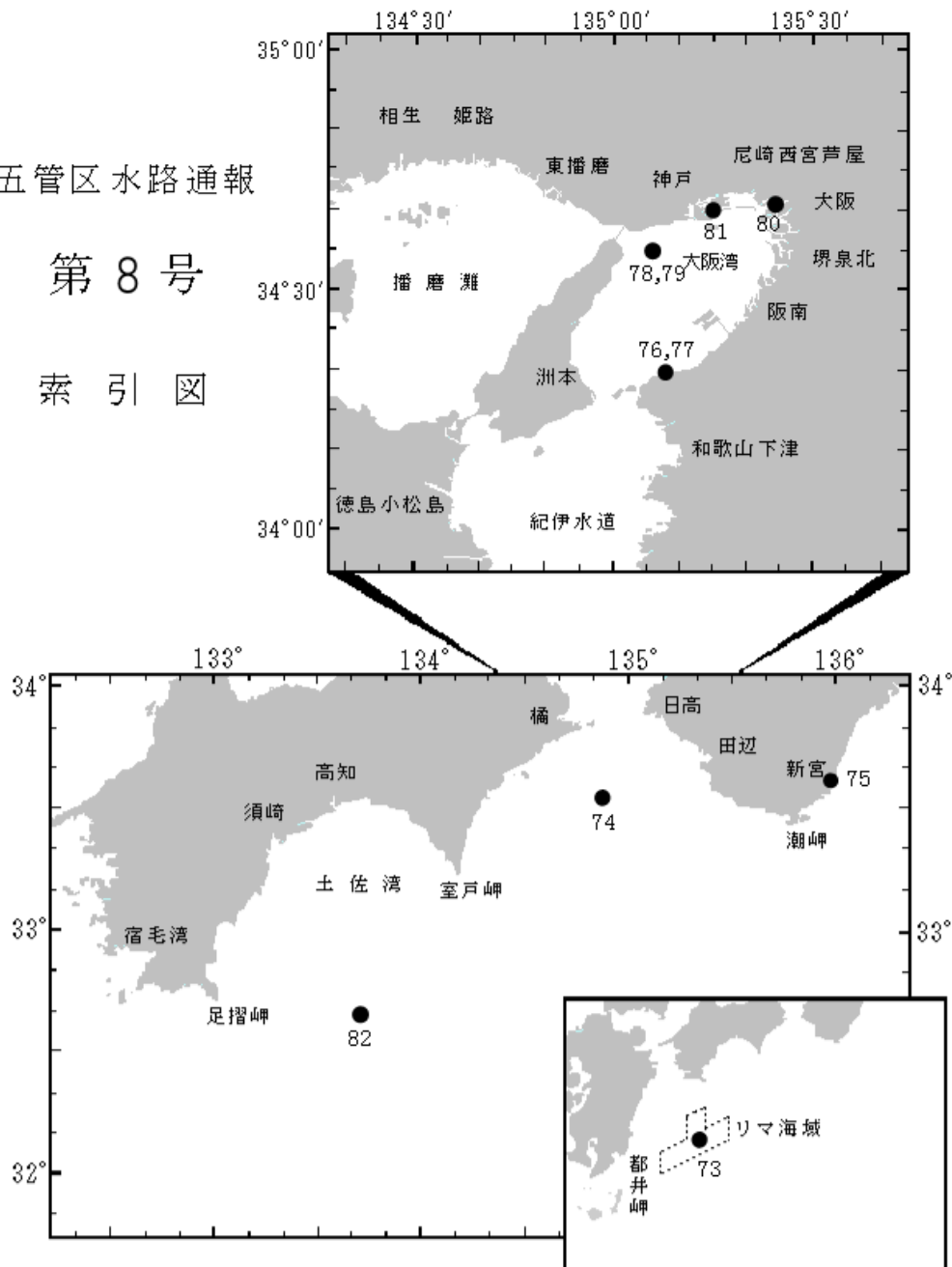
※本通報に使用している経度、緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています。

第 73 項	足摺岬南方(リマ海域)		射撃訓練
第 74 項	紀伊水道南方		射撃訓練
第 75 項	本州南岸	勝浦湾付近	灯付浮標復旧
第 76 項	大阪湾	深日港	栈橋等撤去工事
第 77 項	大阪湾	深日港	目標物不存在
第 78 項	大阪湾	大阪湾海上交通センター移転について	
第 79 項	大阪湾	大阪湾海上交通センターについて	
第 80 項	阪神港	大阪区及び尼崎西宮芦屋区	浅所存在
第 81 項	阪神港	神戸中央航路付近	潜水作業
第 82 項	四国南岸	足摺岬東方	武器発射試験
お知らせ	大阪湾海上交通センター移転・機能強化について		

五管区水路通報

第8号

索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1

第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

TEL:078-391-6651(内線2515、2516) FAX:078-332-6307(自動受信)

<p>五管区水路通報 バックナンバー</p>	<p>水路通報等の解説</p>	<p>水路測量実施区域</p>
		
<p>小型船舶実技講習 ヨット等レース区域 (年間を通して実施)</p>	<p>定置漁具の敷設情報</p>	<p>海上保安庁による訓練実施海域 (年間を通して実施)</p>
		

★5年73項 足摺岬南方(リマ海域) 射撃訓練

自衛艦及び自衛隊航空機による対空射撃訓練等が実施される。

期間 令和5年3月15日(予備日3月16日) 0600~1800

区域 下記6地点により囲まれる区域

(1) 31-48-13N 133-29-51E

(2) 31-42-13N 133-29-51E

(3) 31-28-13N 132-59-51E

(4) 31-36-13N 132-59-51E

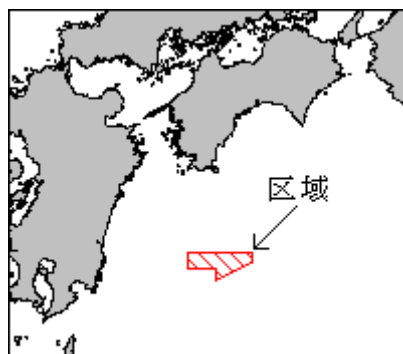
(5) 31-36-13N 132-37-51E

(6) 31-48-13N 132-37-51E

備考 国際信号旗「B」旗を掲揚

海図 W157

出所 防衛省海上幕僚監部



★5年74項 紀伊水道南方 射撃訓練

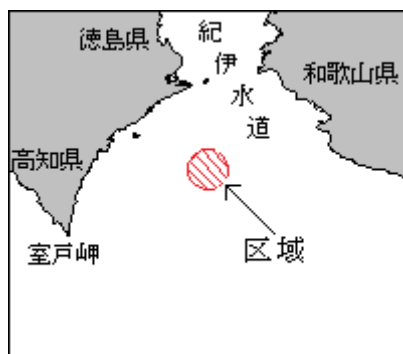
紀伊水道南方において、自衛隊航空機による水上射撃訓練が実施される。

期間 令和5年3月14日(予備日3月15日、16日) 0900~1700

区域 33-30-12N 134-49-50E を中心とする半径5海里の円内

海図 W77(JP共)

出所 防衛省海上幕僚監部



★5年75項 本州南岸 ー 勝浦湾付近 灯付浮標復旧

五管区水路通報4年12号167項,4年24号336項削除

那智湾において、不存在となっていた潜堤明示用の黄色灯付浮標(2基)は復旧した。

位置 下記2地点付近

(1) 33-38-28N 135-56-22E

(2) 33-38-25N 135-56-21E

海図 W4 6 (分図「勝浦湾」)
出所 田辺海上保安部



★5年76項 大阪湾 — 深日港 栈橋等撤去工事

第1揚油栈橋及び第2揚油栈橋周辺において、潜水士・起重機船等による栈橋等撤去工事が実施されている。

期間 令和6年3月25日まで（予備日を含む）日出～日没

区域 34-19-35N 135-07-59E 付近

備考 汚濁防止膜を設置
国際信号旗「A」旗を掲揚
警戒船を配備

海図 W1398

出所 岸和田海上保安署



★5年77項 大阪湾 — 深日港 目標物不存在

海図記載のタンク（3基）は存在しない。

位置 34-19-12N 135-07-43E 付近

海図 W1398-W1143

出所 五本部海洋情報部



★5年78項 大阪湾 ー 大阪湾海上交通センター移転について

大阪湾海上交通センターが淡路島(34-35-54N 134-59-32E)からポートアイランド(34-39-03N 135-13-03E)に移転するに伴い、運用する船舶通航信号所は下記のとおり変更される。

変更日 令和5年3月12日

標識名及び位置

大阪湾海上交通センターが運用するもの

- 1.【廃止】江崎船舶通航信号所(灯台表第1巻8404)(呼出名称:おおさかマーチス) 34-35-54N 134-59-32E
- 2.【新設】神戸船舶通航信号所 (呼出名称:おおさかマーチス) 34-39-03N 135-13-03E

神戸海上保安部が運用するもの

- 3.【名称変更】

(変更前) 神戸船舶通航信号所(灯台表第1巻8109)

34-41-09N 135-11-30E

(変更後) 神戸波止場船舶通航信号所

海 図 W101A(JP共)ーW101B(JP共)ーW131(JP共)ーW1103(JP共)ー
W150A(JP共)ーW106(JP共)

備 考 五管区海上保安本部が運用する気象観測を行う航路標識の名称も変更される。

- (1) (変更前) 江崎船舶通航信号所
(変更後) 神戸船舶通航信号所(江崎レーダー施設)
- (2) (変更前) 神戸船舶通航信号所
(変更後) 神戸波止場船舶通航信号所

出 所 五本部交通部



★5年79項 大阪湾 ー 大阪湾海上交通センターについて

五管区水路通報5年8号78項関連

巨大船等が明石海峡航路を航行する際に、あらかじめ大阪湾海上交通センターへ通報する「航路通報」の電話番号が変更される。

変更日 令和5年3月12日

電話番号

(変更前) 0799-82-3030、0799-82-3032

(変更後) 078-302-7611、078-302-7612

海 図 JP5512

出 所 五本部交通部

★5年80項 阪神港 ー 大阪区及び尼崎西宮芦屋区 浅所存在

五管区水路通報4年10号139項関連

淀川河口において、浅所が存在する。

位 置 下記4地点

(1) 34-41-05.5N 135-24-18.2E (水深約1.9m)

(2) 34-41-02.9N 135-24-10.9E (水深約2.4m)

(3) 34-40-57.2N 135-24-04.9E (水深約 2.7m)

(4) 34-40-40.2N 135-23-13.8E (水深約 6.6m)

海 図 W1107 (JP共)

出 所 五本部海洋情報部



★5年81項 阪神港 — 神戸中央航路付近 潜水作業

神戸第6南防波堤南端沖灯標(灯台表第1巻3646)において、潜水士による点検作業が実施される。

期 間 令和5年3月14日(予備日3月15日~17日) 日出~日没

区 域 34-39-55N 135-14-56E 付近

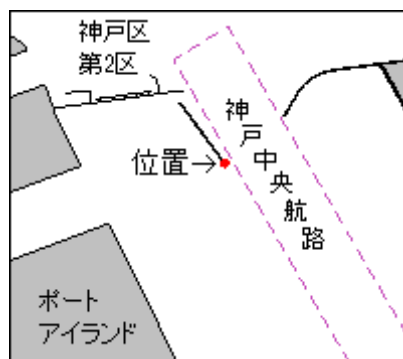
備 考 国際信号旗「A」旗を掲揚

警戒船を配備

潜水作業船のアンカーロープに水深5mを示す浮標を設置

海 図 W101A (JP共)

出 所 阪神港長



★5年82項 四国南岸 — 足摺岬東方 武器発射試験

五管区水路通報5年7号72項削除

足摺岬東方において、巡視艇による武器発射試験が実施される。

期 間 令和5年3月3日(予備日3月4日~6日) 0800~1700

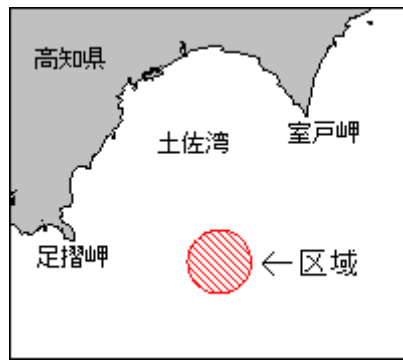
区 域 32-38-12N 133-44-51E を中心とする半径8海里の円内

備 考 国際信号旗「UY」旗及び「NE4」旗を掲揚

紅色閃光灯を点灯

海 図 W108 (JP共)

出 所 五本部警備救難部



JCG 大阪湾海上交通センター

マリンタクトKOBÉ

移転・機能強化

海の指揮者として
安全・安心を守ります

マリンタクト KOBÉ という愛称は、海上交通センターが船を正しく導く様子をオーケストラで指揮者がタクトを振る姿と捉え、「航路のハーモニー」を奏で続けることを願って名付けられました。



JAPAN COAST GUARD
海上保安庁では、

海の管制官を募集しています!



第五管区海上保安本部交通部
TEL 078-391-6551 (代表)

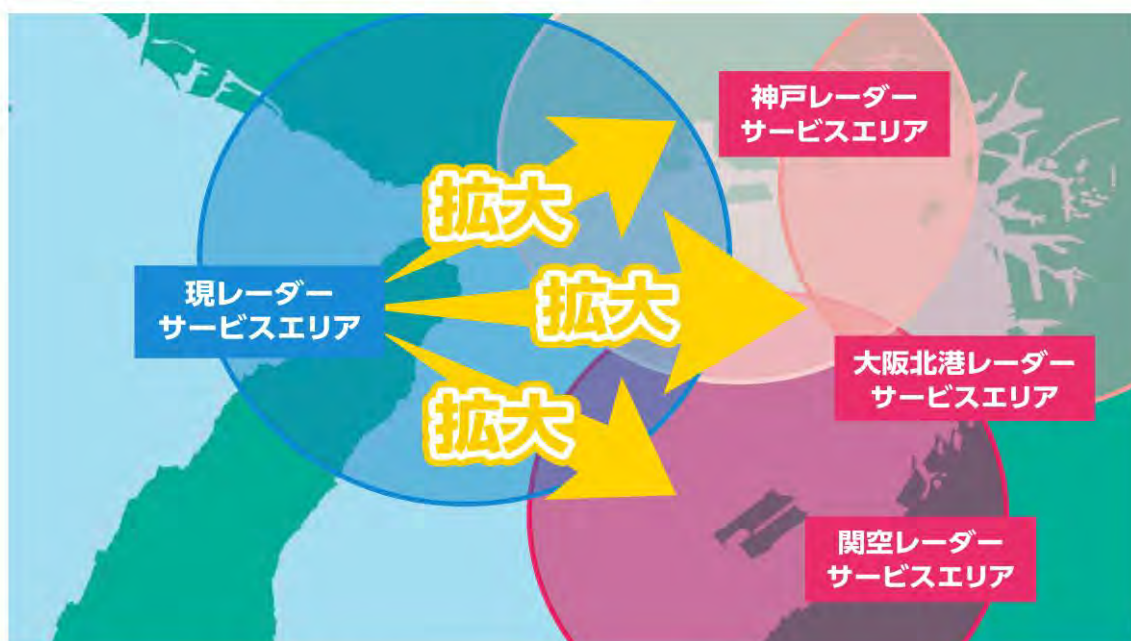
大阪湾海上交通センター
(マリンタクト KOBÉ)
TEL 078-381-9118



大阪湾海上交通センター機能強化の概要

- レーダーサービスエリアを拡大します。
- ポートアイランドに移転し、阪神港大阪区・堺泉北区及び神戸区の港内交通管制を大阪湾海上交通センターで統合運用します。
- 船舶の安全航行のため拡大される情報聴取義務海域において情報提供等を行います。

レーダーサービスエリアの拡大イメージ



大阪湾海上交通センターの概要

大阪湾海上交通センターは、レーダー、AIS、気象観測装置等によって得られる航行船舶の動静、気象現況等の情報をもとに、レーダーサービスエリア等を航行する船舶に対して船舶の安全運航に必要な情報提供等を行い、船舶交通の安全確保を図っています。

情報聴取義務(常時)

適用: 令和5年5月1日～, 令和6年2月1日～

大阪湾北部海域を航行する船舶に対し、大阪湾海上交通センターが VHF 無線電話で提供する情報の聴取義務海域が拡大されます。



情報聴取の対象船舶

海上交通安全法適用海域では、長さ 50 メートル以上の船舶

港則法適用海域では、総トン数 500 トンを超える船舶

情報提供等

情報聴取義務海域において、大阪湾海上交通センターから船舶の安全航行を支援するための情報提供等を行います。

情報聴取義務(異常気象等時)

適用:令和5年5月1日～

異常気象等^{*}時に、大阪湾内の船舶交通に危険が生じるおそれのある場合、関西国際空港周辺海域の船舶に対し、大阪湾海上交通センターが VHF 無線電話で提供する情報の聴取義務海域が設定されます。

^{*}異常気象等とは、台風、発達した低気圧、地域特有の季節風に伴う荒天その他地震に伴い発生する津波等、通常とは異なる気象又は海象をいいます。



情報聴取の対象船舶

異常気象等時における情報聴取義務海域に存在する長さ50メートル以上の船舶

情報提供等

異常気象等時において、大阪湾海上交通センターから船舶の安全航行を支援するための情報提供等を行います。

情報提供の開始(終了)

第五管区海上保安本部長が、異常気象等時に関西国際空港の陸岸から3海里内の海域に錨泊自粛勧告を発出(解除)することに併せ、大阪湾海上交通センターにより行われる情報提供の開始(終了)期間を公示します。

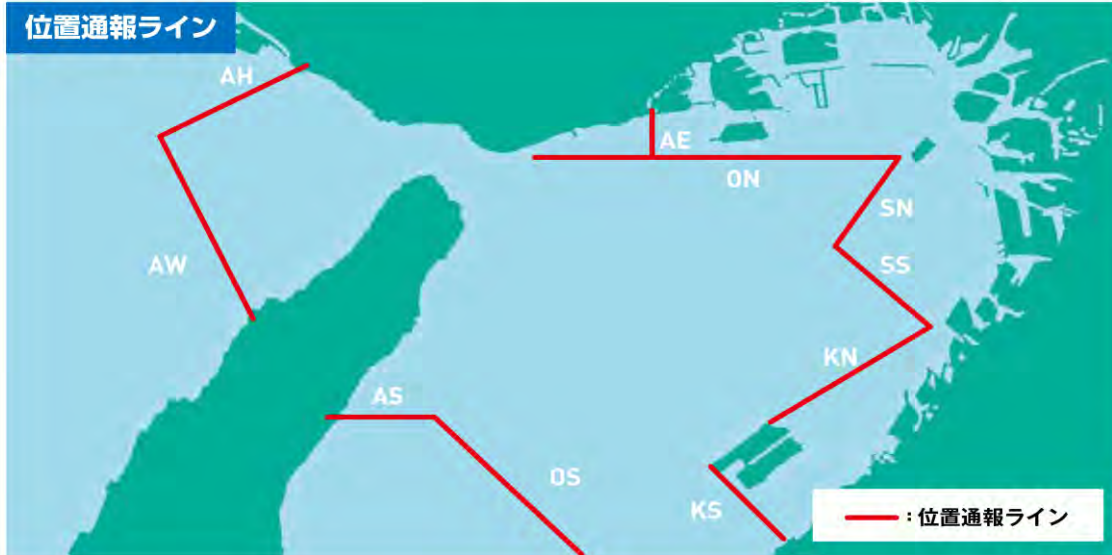
位置通報

適用: 令和5年5月1日~

航路や情報聴取義務海域内に存在する船舶を把握するため、位置通報ラインを通過等する対象船舶は、大阪湾海上交通センターに対し VHF 無線電話等による位置通報をお願いします。

なお、AIS を搭載し、適切に運用している船舶は位置通報をする必要はありません。

位置通報ライン



対象船舶 (AIS を搭載し、適切に運用している船舶を除く)

- ・長さ50メートル以上の船舶
- ・長さ100m以上の物件えい航船等

通報時期

- ・最初の位置通報ライン通過時
- ・錨泊船にあつては運航開始時
→ 運航開始時とは抜錨し、前進行き足をつけるときをいいます。

通報事項

- 1 船名及び呼出符号
- 2 現在位置又は通過した位置通報ラインの略称
- 3 運航開始又は通過時刻
- 4 行き先

目的港等の AIS 情報の不適正な入力が散見されます。適正入力をお願いします。

【よくある不適正入力】

- 例 1 >JP TYO
…目的港が前港のまま未変更
- 例 2 >KOBE JAPAN
…国及び港を不適正に入力
- 例 3 UKB
…国を表す記号や>の未入力

位置通報(例)



大阪湾海上交通センター

おおさかマーチス、こちらは〇〇丸。
位置通報します。
本船の呼出符号はJG0000、▲▲港を出港し、
現在●●ラインを通過中。
行き先は◎◎港■岸壁です。

〇〇丸、こちらはおおさかマーチス。
貴船の位置を確認しましたので、これで位置通報を受け付けました。



〇〇丸

航路通報・事前通報

- ◆海上交通安全法の規定により、巨大船等が航路を航行しようとするときは、あらかじめ、航路航行予定時刻等を海上保安庁長官（海上交通センター所長）に通報しなければなりません。
- ◆港則法の規定により、省令で定める総トン数又は長さ以上の船舶が水路を航行しようとするときは、あらかじめ、水路航行予定時刻等を港長（海上交通センター所長経由）に通報しなければなりません。

通報方法

NACCS による通報

NACCS (<https://www.naccs.jp/>) はこれまでどおり利用できます。



NACCS

メールによる通報

適用: 令和5年10月1日～

阪神港大阪区・堺泉北区及び神戸区の港内交通管制を大阪湾海上交通センターで統合運用します。メールによる通報時は航路通報・事前通報の共通様式が使用できます。

※共有様式の入手は



※通報先メールアドレスは大阪湾海上交通センターにお問合せ下さい。

こちらから→

エクセル版

PDF版

電話等による通報

適用: 令和5年3月12日～(航路通報)
令和5年10月1日～(事前通報)

航路通報

現行	明石海峡航路	電話: 0799-82-3030, 0799-82-3032
令和5年3月12日～	明石海峡航路	電話: 078-302-7611, 078-302-7612

事前通報

現行	神戸中央航路(神戸区)	電話: 078-326-2630
	南港水路・木津川運河水面(大阪区)	電話: 06-6599-0175
	堺水路(堺泉北区)	電話: 06-6599-0176
	浜寺水路(堺泉北区)	電話: 06-6599-0177
令和5年10月1日～	神戸中央航路(神戸区)	電話番号は決定次第、HP等で別途お知らせします。
	南港水路(大阪区)	
	堺水路・浜寺水路(堺泉北区)	

VHF 無線電話による通報

適用: 令和5年10月1日～

海上交通安全法及び港則法に基づく通報等で用いる VHF 無線電話による呼出名称を「おおさかマーチス」に統一します。

※阪神港大阪区・堺泉北区における VHF 無線電話による情報提供等は、令和5年9月30日までは引き続き呼出名称「おおさかハーバーレーダー」で行います。

大阪湾海上交通センターで使用する VHF 無線電話の CH

16CH: 呼出及び応答
13CH: 呼出及び通信
14CH 及び 66CH: 通信

※海上交通安全法の航路通報に併せて港則法の事前通報を行う場合は、港内の係留施設名及び管制水路入航予定時刻を追加する又は上記のメールによる通報時の共通様式を使用して下さい。

※書面による通報の場合は、大阪湾海上交通センターに持参又は郵便より提出して下さい。
大阪湾海上交通センター 〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町7-2-22